

名古屋市文化財調査委員会

日 時：令和3年8月2日（月）午後3時00分～

場 所：名古屋市役所西庁舎12階西12A会議室

1 開会

2 議題

- (1) 委員長・副委員長の選出について
- (2) 部会の構成、部会長の選出について
- (3) 名古屋市文化財保存活用地域計画について

3 協議題

歴史資料について

4 報告事項

- (1) 令和3年度文化財保護室事業説明
- (2) その他

5 閉会

名古屋市文化財調査委員会

資 料

- ◇ 日 時：令和3年8月2日（月）午後3時00分～
- ◇ 場 所：名古屋市役所西庁舎12階西12A会議室

目 次

議題

- (1) 委員長・副委員長の選出について
- (2) 部会の構成、部会長の選出について - 1 -
- (3) 名古屋市文化財保存活用地域計画について 別紙

協議題

- 歴史資料について 別紙

報告事項

- (1) 令和3年度文化財保護室事業説明 - 2 -
- (2) その他

(2)部会の構成、部会長の選出について

名古屋市文化財調査委員会委員名簿(令和3年度役職案)

	氏名	役職	委員長	副委員長	(部 会)						
					建造・町並み	美術・工芸	文書・典籍	無形・民俗	考古・埋蔵	史・名・天	
1	池田 洋子	名古屋造形大学特任教授				○					
2	井上 光夫	元名古屋市博物館副館長							○	○	
3	岡本 真理子	東海学院大学教授			○						
4	河田 克博	名古屋工業大学名誉教授			○						
5	鬼頭 秀明	中京大学非常勤講師						○			
6	熊田 由美子	愛知県立芸術大学名誉教授				○					
7	黒沢 浩	南山大学教授							○	○	
8	高部 淑子	日本福祉大学教授					○				
9	永田 典子	中部大学教授						○			
10	西澤 泰彦	名古屋大学大学院教授			○						
11	西田 佐知子	名古屋大学博物館准教授								○	
12	服部 直子	愛知県立大学非常勤講師					○				
13	服部 誠	愛知県立旭丘高等学校教諭						○			
14	山本 直人	名古屋大学大学院教授							○	○	
15	吉田 俊英	四日市市立博物館館長				○					
16	大塚 英二	愛知県立大学教授					○				
17	角 哲	名古屋市立大学大学院准教授			○						
部会員数					4	3	3	3	3	4	

(1) 令和3年度文化財保護室事業説明

1 文化財保護事業等

1 文化財保護事業補助

(1) 趣旨

文化財の保存管理は所有者が行うことが原則であるが、その経済的負担は過大である。文化財は公共的性格をもつことから、その保存・修理等に対して助成を行っている。

*根拠法令等：名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例、
名古屋市文化財保存修理費等補助金交付要綱

(2) 補助対象事業

文化財の管理・修理・復旧・公開・後継者育成、その他保存・活用に必要な事業

(3) 指定文化財修理補助

文化財の管理・修理・後継者育成等に要する経費の一部を補助

(令和3年度予算)

・市指定文化財修理補助：24,900千円

※26年度から、国庫補助も活用し補助を実施（文化財名古屋保存活用実行委員会）

「文化財名古屋保存活用実行委員会」の活動について

名古屋市の民俗文化財等の団体・保存会を構成団体とし、文化財保護室が事務局となり、民俗文化財の保存・活用のための事業の実施、また市の補助金と合わせて国庫補助事業等から補助金の獲得を行う。

(4) 補助率

① 市指定文化財の修理等

補助対象経費の70/100以内 (㊦～㊧ 49% ㊨ 70%)

② 未指定であるが特に教育委員会が必要と認める文化財の修理等

補助対象経費の40/100以内 (㊦～㊧ 28% ㊨ 40%)

③ 消防法に規定する消防用設備等の設置

補助対象経費の90/100以内 (㊦～㊧ 63% ㊨ 90%)

④ 個人所有の市指定文化財の消防用設備等の保守点検・修理

補助対象経費の50/100以内 (㊨ 50%)

⑤ 市指定文化財を収蔵するための専用施設の修理

補助対象経費の35/100以内 (㊨ 35%)

※22年度に国・県指定文化財に対する本市からの補助金を廃止

※26年度から、国庫補助も活用し補助を実施（実行委員会）

令和3年度採択額 1,424千円

2 文化財調査委員会

(1) 委員会の職務権限

①市指定文化財の指定、解除等について意見を述べる。

②文化財の保存・活用に関する専門的事項を調査、審議する。

*根拠法令：名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例第2条第4項、
第10条第3項及び第11条

(2) 構成

①定員 20 名以内（現在 17 名）、任期 2 年（令和 2 年 4 月に改選）

②委員による専門部会を構成

a 建造物・町並み b 美術・工芸 c 文書・典籍 d 無形・民俗 e 考古・埋蔵
f 史跡・名勝・天然記念物

(3) 令和 3 年度の委員会開催について

総会 2 回を予定（令和 3 年 8 月 2 日、令和 4 年 3 月頃）

3 文化財保護事業等

(1) 史跡名勝標札の設置・管理

①設置の目的

史跡、名勝などの所在地にその由緒などを案内する標札を設置し、普及を図るもの。

②設置本数（令和 2 年度末）

309 本（うち、一時撤去 2 本）

令和 3 年度は、補修等 10 件程度を予定

(2) 印刷物等の刊行

①内容

文化財や郷土の歴史等について紹介し、その理解を深めるための資料とし、文化財を記録保存するために文化財叢書・文化財調査報告書等を刊行する。

②令和 3 年度予定

- ・埋蔵文化財調査報告書 92 正木町遺跡（第 22 次）・高蔵遺跡（第 61・62 次）・春日野町遺跡（第 6 次）
- ・埋蔵文化財調査報告書 93 正木町遺跡（第 23 次）
- ・埋蔵文化財調査報告書 94 桜神明社古墳

(3) 山車行事の総合調査

名古屋南部東海道周辺において行われている祭礼行事と、その影響を受けた山車・風流物行事とそれを取り巻く背景について詳細に調査し、記録を残すもので、祭の民俗学的な位置づけや祭の歴史、祭の独自性などについて、後世に語り継ぐための基礎資料を整備することを目的として実施するもの。（平成 30 年度より、引き続き実施しているもの。）

（対象）「有松祭り」、「鳴海表方祭礼」、「鳴海裏方祭礼」、等

(4) 文化財パトロール員の運営

①目的

教育委員会が依頼した文化財パトロール員が、市内文化財の保存管理状況（文化財の状態、環境、標札など）を定期的に巡視し、文化財保護室に状況報告を行う。報告を受けた文化財保護室は適切な保護対策を講じる。（昭和48年度より）

②人数（令和3年度）

17名（千種区1名、東区1名、北区1名、西区1名、中村区1名、中区3名、昭和区1名、瑞穂区1名、熱田区1名、中川・港区1名、南区1名、守山区1名、緑区2名、名東・天白区1名）

(5) 史跡等の管理

教育委員会所管の史跡等の管理

① 史跡周辺住民等に管理を委託

千鳥塚（市史跡）、丸根岩跡（国史跡）、今川義元戦評の松（その他）

② 除草等

大高城跡（国史跡）、丸根岩跡（国史跡）、大塚・赤塚古墳（その他）、鉾ノ木貝塚（その他）

(6) 史跡散策路事業

①趣旨

地域における文化財の活用とともに、文化財保護意識の普及を図り、ゆとりと潤いのあるまちづくりに資するため、昭和56年度から昭和63年度にかけて史跡等（全体の総数846）を連絡させた散策路を設定した。市民の自由利用のほか、各区でウォーキングイベント等を実施し、地域の史跡等文化財を紹介している。

*根拠法令等：史跡散策路設定基準

②コース数

80コース（1区あたり3～6コース）

全延長は382.5キロメートル（名古屋城コースは自由散策につき除く）

③整備内容

コース起点（地下鉄駅周辺などに設定）にイラストでコース全体とそこにある史跡を紹介する説明板を、コース途中には誘導標識を設置し利便を図っている。

④史跡散策路案内パンフレット

利用者が、散策を楽しめるよう案内用パンフレットを各区役所にて作成。平成21年度より、名古屋市ホームページに史跡散策路PDFファイルを掲載する。

⑤標識等の管理

各区役所にて管理を行い、破損などの修理等経費については、区役所からの申し出に応じ文化財保護室にて執行する。

(7) 歴史文化基本構想

身近なまちの文化財を未来に伝え、活かしていくため、「歴史文化基本構想」に基づき普及啓発

等を実施することを目指す。今年度は2区（中区・名東区）の生涯学習センターで関連文化財群を検討する講座を開催する。

また、文化庁の補助金（地域文化財総合活用推進事業事業）を活用した事業として、地域に伝わる伝統的な祭りを紹介する冊子の刊行や地域の文化財を巡る事業を実施する。

(8) 後援名義

市民一般の芸術・文化の振興を図る目的をもって行われる公共性の高い事業に対し、「名古屋市教育委員会後援」名義の使用を承認することにより、市民の文化・芸術活動を支援する。

(9) 日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が日本遺産として認定するもの。令和元年5月20日に緑区有松地区が「江戸時代の情緒に触れる絞りの産地～藍染が風にゆれる町 有松～」として日本遺産に認定された（認定件数 104件）。

また、文化庁の「文化芸術振興費補助金」を活用した事業を進めるために立ち上げた「有松日本遺産推進協議会」が、日本遺産を推進するための事業を実施する。

4 名古屋市文化財保存活用地域計画

平成30年の文化財保護法の改正により法定計画として位置づけられた文化財の保存及び活用に関する総合的な計画である「文化財保存活用地域計画」について、名古屋市文化財保存活用地域計画策定に関する有識者等会議を設置し、計画策定に向けた調査等を実施する。

2 遺跡の発掘調査

1 業務の概要

民間事業、区画整理事業、公共事業等の実施にともない破壊が避けられない遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）について、工事着手前に発掘調査等を実施する。また市内における国指定史跡等について、今後の保護を万全にするための範囲確認発掘調査を実施する。

2 発掘調査の流れ

(1) 届出・通知

＜民間事業＞（根拠法令 文化財保護法第93条第1項）

開発事業者と市教委の協議（→試掘）→発掘の届出

→市教委の指示（発掘調査、工事立会、慎重工事など）

＜公共工事＞（根拠法令 文化財保護法第94条第1項）

開発事業者より県教委あて事業計画通知

→県教委の指示（発掘調査、工事立会、慎重工事など）

＜史跡等範囲確認＞（根拠法令 文化財保護法第125条第1項など）

史跡現状変更許可を得て発掘

(2) 発掘調査の実施

- ① 開発事業等にかかる発掘調査については、開発原因者からの要請により市教委が調査を実施するほか、本市職員である学芸員が指導監督にあたる民間調査会社での調査も可能。
- ② 国庫補助事業として実施する史跡等の範囲確認の発掘調査は、市教委が実施し、本市職員である学芸員が担当する。

(3) 調査の経費負担

- ① 開発事業等については、文化財保護法の趣旨から原則として開発業者の負担となる。ただし、個人住宅等の建設については、市教委が調査実施する場合、国庫補助を受けて市教委が実施し、事業者の負担はない。
- ② 市の公共工事については、発掘にかかる予算は事業所管理局が負担。
 - ③ 国庫補助事業として実施する史跡等範囲確認については、市教委の予算を執行して実施する。

3 発掘等の実績（令和3年度予定）

公共事業に伴う発掘調査

新尾頭1丁目遺跡

保存活用に伴う発掘調査

歴史の里地区の発掘調査 ※【3.「歴史の里」の整備】に詳細記載

大高城跡

大曲輪貝塚

断夫山古墳

民間事業に伴う発掘調査

熱田-B遺跡

4 報告書作成等整理作業

今年度は、「正木町遺跡（第22次）」、「高蔵遺跡（第61次）」、「高蔵遺跡（第62次）」、「春日野町遺跡（第6次）」、「正木町遺跡（第23次）」、「桜神明社古墳」の報告書の作成を行う。

5 試掘調査・立会・その他

(1) 試掘調査・立会

周知の埋蔵文化財包蔵地での開発調査行為に対して、埋蔵文化財の保護上必要な遺跡の範囲、遺跡状況等を確認し、発掘調査の要否を検討する判断材料として数箇所を掘削する試掘調査及び埋蔵文化財への影響が軽微な工事の立会を実施する。

(令和3年度予定)

現在まで、鳴海廃寺始め12件の試掘調査を実施している。また、現在まで立会通知は豎三蔵通遺跡始め76件を通知している。(令和3年7月15日現在)

(2) その他 監督業務等

(令和3年度予定) 伊勢山中学校遺跡、千音寺遺跡

6 発掘調査事業の組織体制について

平成26年度から発掘部門の組織体制を変更し、見晴台考古資料館の発掘調査部門を文化財保護室へ編入し、より効率的な事業運営を図っている。

3 「歴史の里」の整備

1 趣旨

昭和56年、名古屋市文化財調査委員会から、守山区上志段味地区に残る古墳群を整備・保存する旨の提言をうけ、同地区の古墳群や自然を生かし、歴史を学ぶ施設の整備を行った。

(位置) 守山区上志段味 大久手池北側周辺、東谷山山頂及び西麓

(面積) 大久手池北側周辺 約60,000㎡ (取得予定は、54,262.84㎡)

国史跡白鳥塚古墳 10,785.04㎡ ほか

2 「歴史の里しだみ古墳群」の整備の流れ

- ・昭和56年度 名古屋市文化財調査委員会が河岸段丘地形と古墳群の保存、整備を提言
- ・昭和63年度 名古屋市新基本計画に「歴史の里」の整備を登載
- ・平成17年度 「歴史の里」事業予定地内の埋蔵文化財発掘調査を開始
- ・平成20年度 「歴史の里」基本構想を策定
- ・平成22年度 埋蔵文化財発掘調査報告書(志段味古墳群)を作成
- ・平成25年度 「歴史の里」基本計画を策定
埋蔵文化財発掘調査報告書(志段味古墳群Ⅱ)を作成
- ・平成26年度 緑地・古墳の実施設計、ガイダンス施設等調査・保存管理計画の策定
- ・平成27年度 緑地・古墳の整備に着手
- ・平成29年度 ガイダンス施設の設計・建設に着手
- ・平成30年度 ガイダンス施設「体感!しだみ古墳群ミュージアム」完成
白鳥塚古墳トイレ及び駐車場の整備完了

3 指定管理者制度

指定管理者制度が導入されている歴史の里は「しだみの里守グループ」により管理・運営されている。しだみの里守グループの構成員は以下のとおり。

- ・中電興業株式会社
- ・岩間造園株式会社
- ・特定非営利法人 古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク
- ・株式会社とんざこ設計室

4 埋蔵文化財発掘調査

志段味古墳群では、「歴史の里」の整備に伴い平成17年度より継続して発掘調査を実施している。今年度は西大久手古墳について、さらなる情報(墳丘・周濠の平面形、墳丘の構築法、埴

輪列痕跡、埋葬施設痕跡、供献土器配列)を得るため、発掘調査を実施する。なお、西大久手古墳の発掘調査は事前募集した市民にも参加してもらおう。

(令和3年度)

- ・西大久手古墳発掘調査
- ・東谷山27号墳発掘調査

5 ガイダンス施設の概要

「体感!しだみ古墳群ミュージアム(愛称:SHIDAMU(しだみゅー))」は、公の施設として平成31年4月に供用を開始した。

SHIDAMUには、志段味古墳群の出土品等を展示する展示室、古代を体感できるプログラムや講座・講演会を行う体験活動室、レストランなどがあり、歴史を身近に感じた体験・学習を通して幅広い世代が古代を体感し、楽しむことができる施設である。

令和2年度来館者数 83,338人(令和2年4月1日～令和3年3月1日)

うち令和2年4月1日～6月1日

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための休館)

6 普及啓発事業

(令和3年度予定)

(1) 体験型の事業

体感!しだみ古墳群ミュージアムでは、埴輪づくり、火おこし体験などの日替わり体験プログラムのほか、古墳ガイドツアーや展示室ガイドツアーを行っている。

(2) 広報活動

マスコットキャラクターしだみちゃんや埴輪氏武(はにわうじたける)を活用し、着ぐるみによる地元を中心とした各種イベントへの出張PRや施設での普及啓発グッズの製作・販売、ウェブサイトによる情報発信や、ツイッターやフェイスブックなどSNSを活用したPRに、引き続き力を入れていく。

4 見晴台考古資料館の運営

1 沿革

弥生時代後期から古墳時代にかけての集落跡を中心とする「見晴台遺跡」に関する資料の収集・保管、調査研究、展示等による教育普及活動を行う施設として昭和54年10月11日に開館。

2 主要事業（令和3年度）

（1）展示

展示テーマ	期間	内容
常設展「見晴台遺跡展～見晴台で暮らした人々～」 「見晴台の守り展」	通年	弥生時代を中心に旧石器時代から太平洋戦争に至るまでの見晴台遺跡の代表的な出土品と第57次調査の成果を紹介する展示。
地域連携「桜田中学校美術展」	未定	地元中学校である、名古屋市立桜田中学校の生徒の作品を展示する。

（2）市民発掘

見晴台遺跡の発掘調査については本年度も実施せず。

①（参考）29年度市民発掘（第57次見晴台遺跡発掘調査）

期間：8月4日～9月24日（市民参加期間）

参加人数：105人（うち中学生18人）延べ人数550人

② 市民発掘室内編

内容：発掘参加者を対象とした、より専門的な考古学調査の実際を学ぶ講座

参加人数：延べ17人（令和3年4月～3年6月実績）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年5月は中止。

（3）映画会

毎月第3土曜日に、歴史等に関連したDVD等を上映する。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月～9月は中止し、令和2年10月以降は感染症拡大予防対策として定員を減らして開催している。

（4）教育普及事業

小中学校の社会見学等の団体見学受入。市内小中学校7校（小学校7校）、617人を受入。

（令和3年4～6月実績）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年度は団体受入れを中止し、令和3年度は感染症拡大予防対策として展示室見学時の人数を減らすなどして受入。地域の感染状況により中止。

（5）地域連携事業

- ・桜田中学校美術展
- ・南区役所主催イベント（未定）への協力 等

（6）その他

住居跡観察舎（※）の管理運営。

※住居跡観察舎

夏の発掘調査が終了すると埋め戻してしまい、通常は遺跡の状況を見ることができないことから、当時の農政緑地局が設置した公園施設（鉄骨造平屋建て、床面積 325.60㎡。昭和63年6月公開）。資料館との協議により、昭和61年の第25次発掘調査を住居跡が見つかる場所に設定し、その遺構の状況を強化プラスチックで復元し、1棟の竪穴住居を復元した。遺構の状況が観察でき、かつ住居がその場で復元されている施設としては全国初であった。

資料館では、緑政土木局との協定により、鍵の開閉・展示・機械警備等を教育の予算で実施している。

名古屋市内の指定文化財件数

令和3年4月1日現在

区 分		国宝	重要文化財	県指定	市指定	合 計	備 考
有形文化財	絵 画	0	15	17	12	44	
	彫 刻	0	5	9	7	21	
	工 芸	2	49	40	9	100	<県指定>R2.7.31新規「黒漆厨子 千体観音図貼付」
	書 跡	4	43	18	0	65	
	建 造 物	0	12	12	29	53	<重文>R2. 12. 23新規「八勝館」
	考 古 資 料	0	1	6	3	10	
	歴 史 資 料	0	2	4	4	10	
無形文化財	芸 能	0	0	0	2	2	
	工 芸 技 術	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有 形	0	0	0	18	18	
	無 形	0	0	2	33	35	
記念物	史 跡	1	5	0	5	11	
	名 勝	0	1	0	1	2	
	天然記念物	0	1	0	3	4	
重要伝統的建造物群保存地区		0	1	0	0	1	
合 計		7	135	108	126	376	

(国) 選定保存技術	1	
------------	---	--

国 登 録 文 化 財	建造物	113	R2.4.3「川原田家住宅主屋」「川原田家住宅表門及び塀」「川原田家住宅裏門及び塀」「川原田家住宅石垣」R2.8.17「名古屋市公会堂」
	記念物	1	

※備考欄:今年度・前年度に変更があった内容を記入。

議題（３） 名古屋市文化財保存活用地域計画について

<資料一覧>

- ・文化財保存活用地域計画について・・・・・・・・・・資料 1
- ・名古屋市文化財保存活用地域計画検討（案）・・・・・・・・資料 2
- ・名古屋市歴史文化基本構想の内容確認について（依頼）・・資料 3
- ・アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 4

文化財保存活用地域計画

1 趣旨

平成 30 年の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の改正により、法定計画として位置づけられた、文化財の保存及び活用に関する総合的な計画。

2 記載事項

- ・計画期間等
- ・文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
（市の概要、文化財の概要、文化財の保存・活用に関する課題、方針等）
- ・文化財の保存及び活用を図るために講ずる措置
（文化財の保存・活用に関する措置）
- ・文化財を把握するための調査に関する事項
（悉皆調査など文化財を把握するための調査に関する事項）
- ・その他（任意）
（関連文化財群に関する事項等）

3 名古屋市文化財保存活用地域計画策定スケジュール（案）

年度	時期	有識者等会議	その他
2	3月		・文化財調査委員会①
3	6月		・庁内連絡会議①
	7月	・①（検討案）	
	8月		・文化財調査委員会②
	10月		・庁内連絡会議② ・市政アンケート
	12月		・庁内連絡会議③
	1月	・②（素案）	
	3月	・③（案）	・文化財調査委員会③
4	7月	・④（案）	
	8月		・文化財調査委員会④
	9月～2月		・所管事務調査 ・パブリックコメント等
	3月	・⑤（最終案）	・文化財調査委員会⑤ ・文化庁への申請
5	7月	文化庁認定	

（注）関係課には企画担当課を通じて別途意見聴取を実施する予定

4 その他

- ・文化財保存活用地域計画認定件数 47 件（令和 3 年 7 月 16 日現在）
（政令指定都市で策定している市 札幌市、浜松市、京都市）
- ・愛知県文化財保存活用大綱（令和 2 年 9 月策定）

名古屋市文化財保存活用地域計画策定に関する有識者等会議

- 目的
多様な関係者の意見を踏まえた計画を作成するために設置
- 構成員
 - ・名古屋市文化財調査委員会の会長・副会長（文化財の専門家）
 - ・地域自治、地域コミュニティの専門家
 - ・観光政策の専門家
 - ・地域経済の専門家
 - ・文化財の所有者（保存団体）等

<庁内連絡会議>

- ・観光文化交流局
- ・観光推進課長、文化振興室長
- ・歴史まちづくり推進室長
- ・名古屋城総合事務所整備室長
- ・教育委員会
- ・博物館学芸課長、文化財保護室長

文化財保護法（抜粋）
（協議会）

第八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該市町村
- 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
- 三 第九十二条の二第二項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
- 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

意見聴取

意見聴取

名古屋市文化財調査委員会

名古屋市教育委員会（事務局 文化財保護室）

愛知県文化財室

オブザーバー

名古屋市文化財保存活用地域計画策定に関する有識者等会議委員名簿

氏名	職業等
いけだ ようこ 池田 洋子	名古屋造形大学造形学部 特任教授
えぐち しのぶ 江口 忍	名古屋学院大学現代社会学部 教授
かわた かつひろ 河田 克博	名古屋工業大学 名誉教授
こいけ よしかず 古池 嘉和	名古屋学院大学現代社会学部 教授
ながた てつなり 永田 哲也	名古屋市指定文化財山車連絡協議会 副会長 下花車二福神車保存会 会長
みうら さとし 三浦 哲司	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 准教授

(敬称略、50音順)

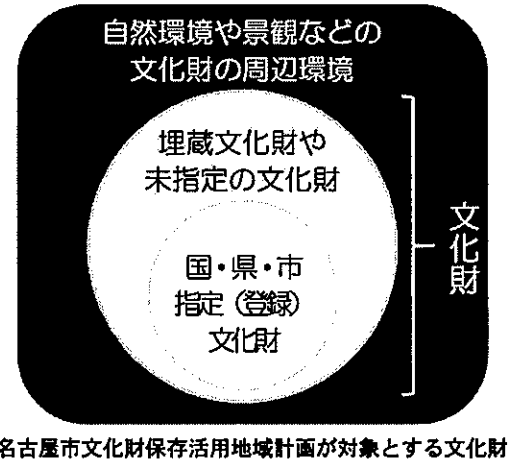
オブザーバー

氏名	職業等
きくち まなぶ 菊池 学	愛知県民文化局文化財室長

1 計画作成の背景と目的

少子・高齢化の進行に伴う人口構造の変化、地域コミュニティの希薄化など文化財を取り巻く環境は大きく変化しており、新たな方策を講じることが喫緊の課題となっている。平成29年3月に「名古屋市歴史文化基本構想」を策定し、地域の文化財の保存活用の方針を定め取り組んできた。

文化財の保存・活用に関する本市の目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取り組むを進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用を一層促進することを目的に「名古屋市文化財保存活用地域計画」を策定する。



2 計画期間

令和5年度～令和10年度の6年間（名古屋市総合計画に終期を合わせて計画期間を設定）

3 名古屋市の概要

- 伊勢湾の湾奥部に面し、木曾三川により形成された広大な濃尾平野の東の位置している。
- 人口は2,320,719人（1,131,556世帯）（令和3年4月1日現在）で増加傾向にあるが、令和5年頃から減少に転じると推計。守山区と緑区では、宅地開発等で人口は増加し続けている。
- 町内会推計加入率は、69.7%（令和2年度）と10年前と比較し11.1%低下している。
- 日本のほぼ中央に位置し、鉄道や幹線道路の結節点として東西交通の要衝となっている。
- 国内有数の国際貿易港である名古屋港が位置し、中部国際空港は市の南約40kmの位置にある。
- 外国人観光客の増加、令和8年アジア競技大会の開催など国際的な交流の活性化が見込まれる。
- 令和9年に一部開業が予定されているリニア中央新幹線により一大交流拠点となることが期待されている。一方で人口、経済活動が吸い取られるストロー現象に陥る懸念もある。

～名古屋市の文化財の特徴～（名古屋市歴史文化基本構想が掲げる5つの特徴）

<庄内川がはぐくんだ古代・中世の文化>

○庄内川は、古代以降名古屋地域の発展の礎となり、周辺の低地は豊かな収穫をもたらした地域の生産基盤。

<いつの時代も熱田があってこそその名古屋>

○熱田の祭礼文化は、農村の祭礼と融合しながら東海地方の各地に影響を与えた。近世では、渡し場に滞留する人々の集まり、東海道の交通量の増加に伴い、宿場町の規模が拡大。

<名古屋城下町の誕生と名古屋文化の発展>

○遷府と城下町の誕生など清須越しにより、熱田の北側に計画的に配置された名古屋城下。



<開かれるウォータフロント 堀川掘削・新田開発・干拓がもたらした発展>

○東海道の整備、木曾川の発電事業、手工業の技術力、堀川などの水運、臨海部の広大な平坦地などによる近代工業都市への発展。

<モノづくりが繋ぐ文化>

○須恵器に始まる陶磁器の技術、城下の焼物や茶の湯文化。

指定文化財等（件数）令和3年4月1日現在

区分	国定	重要文化財	県指定	市指定	合計	
有形文化財	絵画	0	15	17	12	44
	彫刻	0	5	9	7	21
	工芸	2	49	40	9	100
	書	4	43	18	0	65
	建造物	0	12	12	29	53
	考古資料	0	1	6	3	10
無形文化財	歴史資料	0	2	4	4	10
	芸能	0	0	0	2	2
民俗文化財	工芸技術	0	0	0	0	0
	習俗	0	0	0	18	18
記念物	無形	0	0	2	33	35
	史跡	1	5	0	5	11
	名勝	0	1	0	1	2
重要伝統的建造物群保存地区	天然記念物	0	1	0	3	4
	合計	7	135	108	126	376
（国）選定保存技術					1	
国登録文化財	建造物				113	
	記念物				1	

4 既存の文化財調査の概要

<既存調査一覧>

- ・埋蔵文化財包蔵地「遺跡地図（遺跡分布図）」
- ・新編 名古屋市史（民俗行事）
- ・81冊+αの文献等から調査
- ・7冊の文献等から調査

区分	埋蔵文化財包蔵地	民俗行事	石造物類	山車	神楽屋形	寺院	神社	屋根神	建造物	美術工芸品	文書典籍
件数	939	84	762	35	73	1,029	553	261	73	847	今年度調査

- (注) 1 一部重複有
2 一部の文化財については現地調査等を実施していない。また、上記以外の文化財についても追加の調査を継続的に実施し、文化財リストの完成を目指す

5 文化財の保存・活用に関する課題と方針

文化財の保存・活用に関する課題

<知るための課題>

- ・地域の文化財の存在や魅力を知る機会が失われつつある。
- ・把握できていない文化財がある。
- ・調査研究を進め新たな価値を掘り起こす必要がある。

<伝えるための課題>

- ・都市開発、文化財の維持管理に係る費用や担い手の確保などが困難となり、滅失・散逸している。
- ・防災、防火対策などの災害対策が必要である。
- ・関係者のネットワーク構築が不十分である。

<活かすための課題>

- ・観光、地域振興などまちづくりの魅力的な資源として十分に活用されていない。

方針1 知る 「文化財を知る 新たな価値の発見・掘り起こし」

○文化財の存在や魅力を知るための取組みを推進する

～保存・活用に関する方針～

私たちのまちの文化財「知る」「伝える」「活かす」

方針2 伝える 「文化財を未来へ伝える」

○社会全体で文化財を次世代へ着実に継承する

方針3 活かす 「文化財を活かす 文化財の魅力の発信」

○文化財の魅力を発信し、文化財の価値を広く社会に還元する

6 関連文化財群※任意

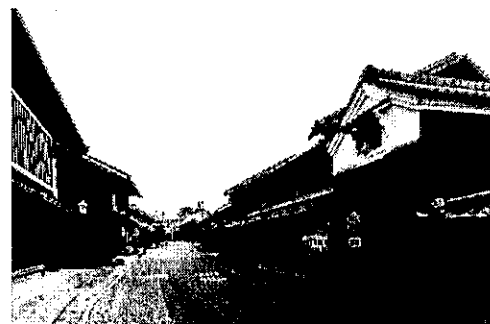
令和元年5月緑区有松地区が日本遺産に認定

ストーリー「江戸時代の情緒に触れる絞りの産地 ～藍染が風にゆれる町 有松～」



日本遺産有松を構成する文化財（43）

- ・有松・鳴海絞の製造技術及び製品（伝統的工芸品・国）
- ・有松祭りの山車行事（無形民俗文化財・市）
- ・服部家住宅（井桁屋）（有形文化財・県）
- ・岡家住宅（有形文化財・市） ほか

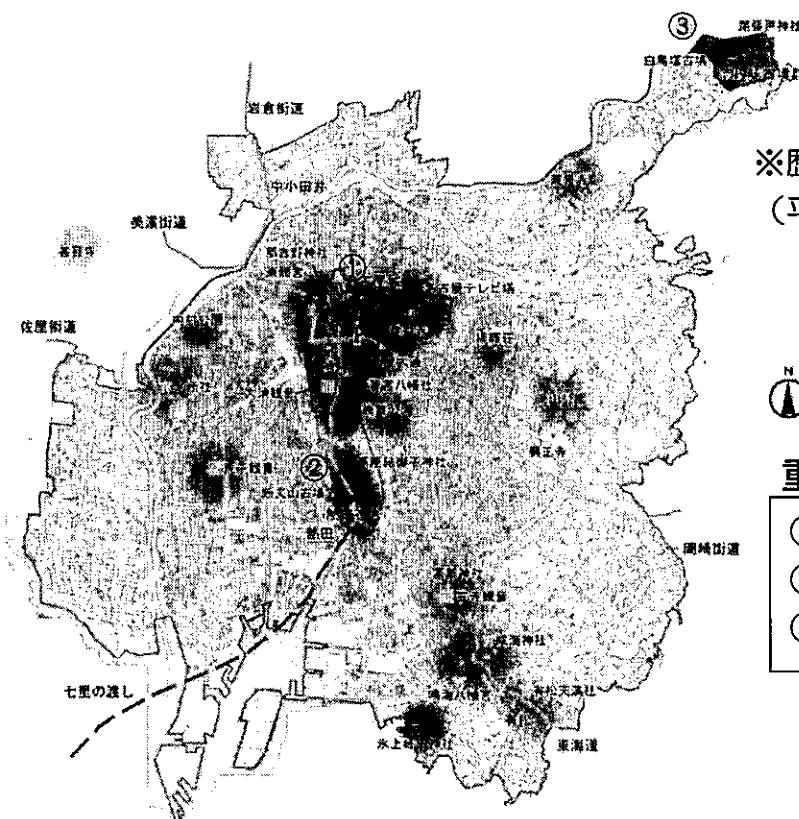


有松の町並み



東海道53次鳴海「名物有松絞」

7 文化財保存活用区域に関する事項※任意



※歴史的風致維持向上計画
（平成26年6月）の重点区域



重点区域

- ① 名古屋城周辺地区
- ② 熱田地区
- ③ 志段味地区

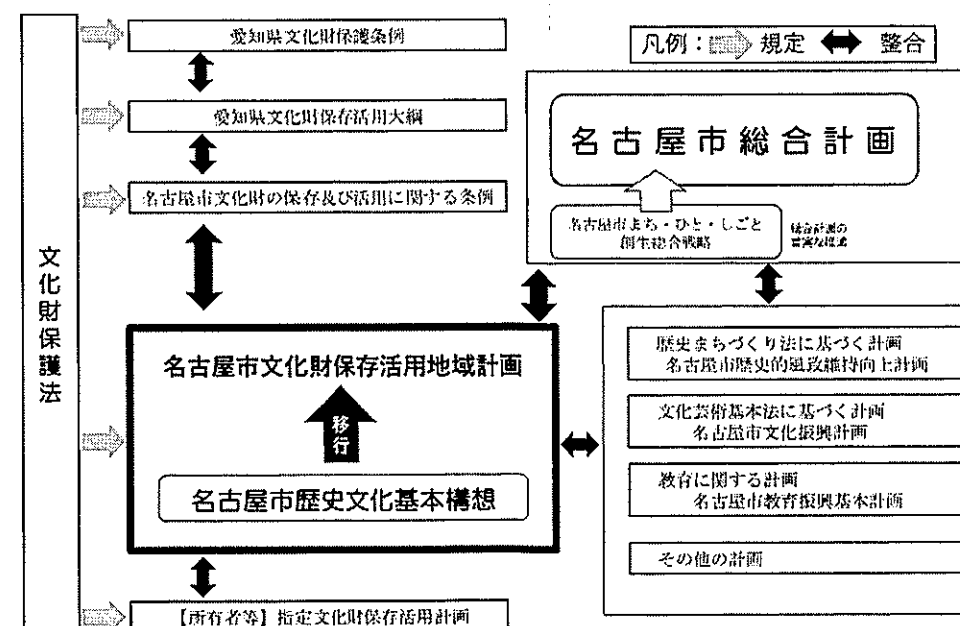
0 2,500 5,000 10,000 m

8 文化財の保存・活用に関する措置

次回以降検討

- ・文化財保存・活用に関する措置
- ・関連文化財群の保存・活用に関する措置
- ・文化財保存活用区域の保存・活用に関する措置

9 文化財保存活用地域計画の位置付



10 文化財の保存・活用の推進体制

文化財担当部局のほか、関係部局、名古屋市文化財調査委員会、関係機関、民間団体等

令和 3 年 8 月 2 日

名古屋市文化財調査委員会委員 様

教育委員会文化財保護室長

名古屋市歴史文化基本構想の内容確認について (依頼)

名古屋市文化財保存活用地域計画について、名古屋市歴史文化基本構想(平成 29 年 3 月策定)に法令等が求める内容を盛り込んだ上で、当該基本構想を名古屋市文化財保存活用地域計画へ移行することを予定しております。

つきましては、名古屋市歴史文化基本構想について修正等が必要な箇所がありましたらお知らせください。

記

1 確認をお願いしたい内容

名古屋市歴史文化基本構想の原稿

※特に第 1 章「名古屋市の姿 (4 頁)」から第 3 章「名古屋の文化財の特徴 (77 頁) (関連文化財群の抽出を除く)」についてご確認をお願いします。

2 回答方法

別紙 1 を記入の上メール等でご回答ください。

3 回答期限

令和 3 年 9 月 30 日 (木)

4 その他

名古屋市歴史文化基本構想についてはホームページをご確認ください。

<https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000091791.html>

文化財保護室

担当：濱口、青木

TEL : 972-3268 FAX : 972-4202

E-mail : a3268@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

区分	章	頁	行数	該当箇所	修正内容 (修正後)	委員氏名
記載例	2	42	14	「～、建築学上からも貴重な建物となった。」を修正	～、建築学上からも貴重な建物となっており、令和3年(2021)4月には保存修理工事が完了し、開園当時の姿を復元公開している。	〇〇
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

名古屋市歴史文化基本構想修正箇所一覧（4頁～77頁）

区分	章	頁	行数	該当箇所	修正内容（修正後）
1	1	4	図	1-4-1 旧石器時代の遺跡分布	本文の内容、新修名古屋市史25頁を参考に見直す。 また遺跡名を本文記載の内容に変更する。
2	1	4	11	、名古屋城や高蔵遺跡、	、名古屋城跡や高蔵遺跡、
3	1	5	下3	大曲輪貝塚（瑞穂区、瑞穂運動場内）からは～	大曲輪貝塚（瑞穂公園陸上競技場周辺）からは～
4	1	5	図	1-4-3 縄文時代の遺跡分布	キャプションの追加 （大曲輪遺跡のところに、大曲輪貝塚を追加）
5	1	6	1	長久寺貝塚	削除
6	1	6	2 14	近年の調査で	削除
7	1	6	3	東区の東二葉町遺跡から中期後半の～	東区の東二葉町遺跡や長久寺遺跡など、熱田台地北縁の遺跡で中期後半の
8	1	8	図	1-4-13 古墳時代の遺跡分布 東古渡遺跡	1-4-13 古墳時代の遺跡分布 東古渡町遺跡
9	1	8	図	1-4-13 古墳時代の遺跡分布	鳥栖八剣社古墳を削除し、桜神明社古墳を追加。
10	1	8	下2	一族の首長（尾張連草香かといわれている）の墓と考えられる。	一族の首長（尾張連草香という説もある）の墓と考えられる。
11	1	10	9	稲沢の尾張国分寺	稲沢市の尾張国分寺
12	1	10	14	神名帳（しんめいちょう）	神名帳（じんみょうちょう）
13	1	16	写真	1-4-30 久屋大通公園の写真	現在の写真に変更
15	1	17	下2	最高傑作といわれた本丸御殿の復元に向け、～	最高傑作といわれた本丸御殿の復元工事が平成30年（2018）に完成し、一般公開している。
16	1	—	—	—	熱田台地、名古屋台地の呼称が出てくるが、指す範囲が異なる場合があるように思われる

区分	章	頁	行数	該当箇所	修正内容（修正後）
17	2	19	2 3 8 9	愛知県史蹟名勝天然記念物調査会	愛知県史蹟名勝天然記念物調査会
18	2	21	19	指定物件数	指定物件数の時点修正
19	2	21	表2-1	指定文化財等一覧表	指定文化財等一覧表の時点修正
20	2	22	3	詳細調査にあたっては、～	令和3年度の調査内容を踏まえ時点修正
21	2	31	12	～本丸御殿も平成30年度の完成をめざして復元整備が行われている。	～本丸御殿は平成30年度に復元工事が完了し、一般公開している。
22	2	31	16	年間約164万人の観光客を集め～	～、年間約225万人（令和元年 名古屋市観光客・宿泊客動向調査）の観光客を集めている。
23	2	37	2	笠寺縁起によれば、天平勝宝5年（753）～	笠寺縁起によれば、天平8年（736）～
24	2	39	下3		八勝館は、明治時代中期に材木商柴田孫助の別荘として建築され、明治時代後期からは料理旅館を営業していた。その後も建物を整備し、昭和25年（1950年）には昭和天皇が愛知県体に宿泊された際の宿泊所として「御幸の間」が堀口捨巳によって建設された。意匠的に優秀なもので、歴史的価値の高いものとして、令和2年（2020年）に重要文化財に指定されている。
25	2	42	14	「～、建築学上からも貴重な建物となった。」を修正	～、建築学上からも貴重な建物となり、令和3年（2021）4月には保存修理工事が完了し、開園当時の姿を復元公開している。

区分	章	頁	行数	該当箇所	修正内容(修正後)
26	2	46	下2	追加	<p>現在、有松・鳴海絞、名古屋仏壇、名古屋桐箆筒、名古屋友禅、名古屋黒紋付染、尾張仏壇、名古屋節句飾は、国の指定伝統的工芸品となっている(令和3年(2021)3月31日現在)。</p> <p>有松・鳴海絞は、竹田庄九郎が慶長15年(1610)名古屋城築城工事にあたっていた豊後(大分県)の職人の豊後絞と知多の手織木綿とを結び付け、手拭いに絞り染めを施して、旅人相手に商いをしたことに始まると伝えられている。有松地区には、日本らしさあふれる伝統の有松・鳴海絞や藍染を中心とした文化と東海道の古い町並みが残っており、それらを感じながら絞り染め体験もできる魅力的なストーリーが評価され、令和元年(2019)に日本遺産に認定された。</p>
27	2	53	下8	～名古屋型の山車を明治10年(1877年)及び同24年(1891年)に買い～	～山車をそれぞれ明治8年(1875年)、同24年(1891年)に買い～
28	2	56 57	下1 上1	平成20年(2008)7月には史跡範囲の追加指定を受けている。	平成26年10月に、白鳥塚古墳のほか7つの古墳が追加指定されて国史跡志段味古墳群となった。
29	2	57	9	(緑区鳴海町山王山)	(緑区鳴海町三王山)
30	2	59	11	現在、市の都市計画重要建築物に指定されている。	現在、国登録有形文化財となっている。
31	2	59	15	樹勢を回復している。	樹勢を回復しており、国の天然記念物に指定されている。
32	2	62	15	昭和59年(1984)に有松が、昭和62年(1987)には中小田井地が「名古屋市町並み保存地区」に指定された。	昭和59年(1984)に有松が、昭和60年(1985)に白壁・主税・撞木が、昭和61年(1986)に四間道、昭和62年(1987)には中小田井が「名古屋市町並み保存地区」に指定された。
33	2	65	3	これらの建造物は、	有松の建造物は、 →海鼠壁でないところもあり、卯建は、服部家住宅及び小塚家住宅のみのため。
34	2	65	10	服部幸平住宅・倉は、2階建、切妻造、棧瓦葺で、建造は江戸末期とされている。	服部幸平住宅・倉は、2階建、切妻造、棧瓦葺で、建造は明治22年とされている。
35	2	65	下16	～茶室「裁松庵」がある。	～茶室「裁松庵」がある。

アンケート

1 市政アンケート

・実施時期 令和 3 年 10 月

・対象 18 歳以上の市民 2,000 人

※今後、関係課と調整するため内容を変更することがあります。

(参考)

名古屋市歴史文化基本構想時はネット・モニターアンケートを実施

2 指定（登録）文化財所有者等へのアンケート

・実施時期 令和 3 年度中

・対象 指定（登録）文化財所有者（管理者）（約 200 人）

市政アンケート（案）

名古屋市では、少子・高齢化の進行に伴う人口構造の変化、地域コミュニティの希薄化、宅地開発などに伴う文化財の滅失など文化財を取り巻く環境は大きく変化しており、新たな方策を講じることが喫緊の課題となっています。

そこで、文化財の保存・活用に関して本市の目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定めた「名古屋市文化財保存活用地域計画」の策定に向けた準備を進めています。このアンケートは、文化財に対する市民の皆さまのお考えをおたずねし、策定の参考とさせていただくものです。

私たちの身の回りには、古民家、仏像、城・古墳、神社仏閣、地域のお祭りや山車行事など、国、県、市の文化財指定（登録）されていないものも含めたくさんの文化財があります。

問1 あなたは、文化財に関心がありますか。（選択は1つ） ※平成27年度

- ・とても関心がある
- ・関心がある
- ・どちらかといえば関心がある
- ・どちらかといえば関心がない
- ・関心がない
- ・全く関心がない

<次の問2は、問1で「どちらかといえば関心がない」「関心がない」「全く関心がない」と回答した方におたずねします。問1で「とても関心がある」「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と回答した方は、問3へ進んでください。> ※平成27年度

問2 あなたが文化財に関心がないのは、どのような理由からですか。

（選択はいくつでも）

- ・難しくて、理解できないから
- ・歴史に興味がないから
- ・イメージが暗いから
- ・自分の生活に関連がないから
- ・その他（具体的な内容をご記入ください）

市政アンケート (案)

問3 多くの方が文化財に関心を持つためには、どのような情報発信の手段が必要だと思いますか。(選択はいくつでも)

- ・チラシ、ポスター
- ・新聞、広報誌
- ・テレビ、ラジオ
- ・マンガ、アニメ、ゲーム
- ・ウェブサイト
- ・SNS
- ・わからない
- ・その他(具体的な内容をご記入ください)

少子高齢化などの影響を受けて、所有者や地域だけで維持するのが困難なものも増えています。

問4 あなたは、文化財を後世に引き継いでいくことは必要だと思いますか。

(選択は1つ) ※平成27年度

- ・必要だと思う
- ・どちらかといえば必要だと思う
- ・どちらかといえば必要ないと思う
- ・必要ないと思う
- ・わからない

問5 今後も文化財を後世に引き継いでいくために、所有者や地域に対して、どこが支援すべきだと思いますか。(選択はいくつでも) ※平成27年度

- ・行政
- ・企業
- ・市民やNPO
- ・わからない
- ・その他(具体的な内容をご記入ください)

問6 文化財の保存・活用のために、行政は主としてどのような支援をするべきだと思いますか(どういった支援が不足していると思いますか)。(選択はいくつでも)

- ・文化財の保存(修理、維持)のための金銭的な支援
- ・文化財の活用を促進するための金銭的な支援
- ・ふるさと納税や寄付などの制度設計による間接的支援
- ・文化財についての調査研究など学術面での支援
- ・講演会・展示会などを活用した普及啓発
- ・知名度を高めるための広報などの情報発信
- ・文化財を活用したイベントなど観光資源としての活用
- ・担い手の育成や生涯学習等の学びの機会の提供

市政アンケート（案）

- ・文化財の保存・活用に関する相談窓口の設置など支援体制の整備
- ・行政の支援は必要ない
- ・わからない
- ・その他（具体的な内容をご記入ください）

問7 文化財の保存・継承のための補助や購入等の制度について、あなたはどのように思いますか。
（選択は1つ）

- ・必要だと思う
- ・どちらかといえば必要だと思う
- ・どちらかといえば必要ないと思う
- ・必要ないと思う
- ・わからない

問8 文化財に関する活動のうち、あなたが協力できることはどれですか。
（選択はいくつでも）

- ・文化財の発見や提案
- ・文化財保存・活用のための寄付
- ・文化施設等のガイドボランティアや祭り行事の参加など文化財の保存・活用の取組への参画
- ・文化財の保存・活用に関するNPOやまちづくり活動への参加
- ・施設の入館料、文化財を活用したイベントへの参加・お土産など、文化財の保存・活用に関連するサービスへの対価の支払い
- ・SNS等を活用した情報発信
- ・自ら文化財の所有者になる
- ・協力したくない
- ・わからない
- ・その他（具体的な内容をご記入ください）

問9 私たちの身の回りには、国・県・市の指定（登録）文化財、未指定（登録）の文化財がたくさんあります。あなたが知っている地域に残る身近な文化財を教えてください。
（分かる範囲でご記入ください）

文化財の名称	どのような文化財

問10 文化財の保存や活用に関して、ご意見やご要望などがありましたらご自由にご記入ください。（自由記載）

名古屋市文化財保存活用地域計画策定に向けたアンケート（案）

平素は、名古屋市の文化財行政に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。名古屋市では、文化財の保存・活用を一層促進することを目的に文化財の保存・活用に関して本市の目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定めた「名古屋市文化財保存活用地域計画」策定に向けた準備を進めています。

名古屋市文化財保存活用地域計画策定にあたり、文化財の保護に携わる皆様が抱える課題などを把握するためのアンケート調査を実施することとしました。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨を御理解のうえ、アンケート調査にご協力くださいますようお願いいたします。

名古屋市教育委員会

○アンケート調査の対象者

指定（登録）文化財の所有者（管理者）

○調査票の回収方法

回答が終わりましたら、同封の返信用封筒に調査票を入れて、○月○日（○）までに、お近くのポストに投函してください。

○調査票の取り扱い

アンケート結果は、統計的に処理し、名古屋市文化財保存活用地域計画策定にあたり活用する予定です（個人情報、一切公表しません）。

○問合せ

名古屋市教育委員会文化財保護室 濱口・青木

電話 052-972-3220 FAX 052-972-4202

所有者（管理者）

問1 所有している文化財等について、最も当てはまるものそれぞれに「○」をつけてください。

種 別	有形文化財（建造物・絵画・彫刻・工芸・書跡・考古資料・歴史資料）	
	無形文化財（芸能）	
	民俗文化財（有形・無形）	
	記念物（史跡・名勝・天然記念物）	
所有者 （管理者）	法人（宗教法人を含む）	個人
	町内会などの地域団体	その他

文化財の保存・活用

問2 文化財の日常の管理に携わっている方の人数について、最も当てはまるもの1つに「○」をつけてください。

- 1.なし 2.1人 3.2人 4.5人以上 5.10人以上

問3 文化財の日常の管理に携わっている方の年齢(平均)について、最も当てはまるもの1つに「○」をつけてください。

- 1.30代以下 2.40代 3.50代 4.60代 5.70代以上

問4 文化財の日常管理について、誰から、どのような支援を得ていますか。当てはまるものすべてに「○」をつけてください。

- 1.個人・企業など不特定多数の方からの金銭的支援(寄附等)
- 2.町内会などの地域団体・関係者からの金銭的支援(寄附等)
- 3.個人・企業など不特定多数の方からの人的支援(清掃・管理等)
- 4.町内会などの地域団体・関係者からの人的支援(清掃・管理等)
- 5.その他()
- 6.得ていない

問5 文化財を管理していく上で抱えている課題について、当てはまるものすべてに「○」をつけてください。

- 1.人出不足
- 2.文化財の修理等を行うための金銭的不足
- 3.周囲の文化財の理解不足
- 4.文化財の学術的な理解不足
- 5.その他()

問6 文化財を災害等から守るために実施している対策について、あてはまるものすべてに「○」をつけてください。

- 1. 地震等に備えて耐震対策をしている
- 2. 防犯カメラ、見回りなど防犯対策をしている
- 3. 火災報知器など防火対策をしている
- 4. その他()
- 5. 対策をしていない

問7 文化財の保護・活用のために、行政は主としてどのような支援をするべきだと思いますか(どういった支援が不足していると思いますか)。当てはまるものすべてに「○」をつけてください。

- 1. 修理、維持のための金銭的な支援
- 2. 文化財についての研究を進め、報告書を出版するなどの学術的調査
- 3. 講演会・展示会などを活用した普及啓発や知名度を高めるための広報などの情報発信
- 4. 文化財を活用したイベントなど観光資源としての活用
- 5. 担い手の育成や生涯学習等の学びの機会の提供
- 6. 行政の支援は必要ない
- 7. その他()

問8 文化財を保存し、適切に活用することで、文化財の大切さを多くの人に伝え、理解を促進することができます。今後、実施を予定している(既に実施している)、活用方法すべてに「○」をつけてください。

- 1. 文化財の公開
- 2. 文化財の貸出
- 3. 文化財を活用したイベントの開催
- 4. 文化財を紹介するチラシ・パンフレット等の作成(映像の作成・商品等の開発を含む)
- 5. 文化財を活用したくない
- 6. その他()

問9 文化財の保存・活用に関して、自由にご記入ください。